

議案第 23 号

北本市公民館設置及び管理条例の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 24 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市公民館設置及び管理条例（昭和 58 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号参考資料

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(運営審議会) 第20条 略 2 略 <u>3・4</u> 略</p>	<p>(運営審議会) 第20条 略 2 略 <u>3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u> <u>4・5</u> 略</p>